

公立大学法人金沢美術工芸大学に係る第2期中期目標・中期計画について

中期目標**1 期間**

平成28年度～平成33年度（6年間）
⇒平成27年中に作成必要。

2 作成

設立団体の長

ただし、地方独立行政法人法で以下の2点の定めがある。
○あらかじめ大学の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
○評価委員会の意見聴取

3 スケジュール（予定）

- 8月 評価委員会（第2期中期目標（原案）確定）
- 9月 パブリックコメント（市民意見公募）実施
- 10月 評価委員会（第2期中期目標（原案）に対するパブリックコメントの反映⇒第2期中期目標（案））
- 11月 第2期中期目標（案）を議案として提出
- 12月 議会議決

中期計画（中期目標を達成するための計画）**1 期間（中期目標と同じ）**

平成28年度～平成33年度（6年間）
⇒平成27年度中に作成必要。

2 作成

大学。ただし設立団体の認可が必要。

ただし、地方独立行政法人法で以下の定めがある。
○設立団体の長が中期計画を認可する際、評価委員会の意見聴取が必要

3 スケジュール（予定）

- 8～10月 評価委員会（第2期中期計画（原案）意見聴取）
- 12月 第2期中期目標議決 ⇒ 大学へ指示
- 1月～2月 評価委員会（第2期中期計画認可・確定）

4 その他

なお、中期計画に係る予算に関する事項については次回以降の評価委員会で審議予定。